

中小企業振興資金融資斡旋事業の内容と企業への融資額

産業文化部 商工勤労課

市が融資のあっせんを行うことにより、市内の中小企業の育成、振興を図り、健全なる発展に寄与することを目的とする。

融資対象 ※すべてに該当	(1) 市内で同一事業を1年以上継続して営んでいる者 (2) 市税を完納している者 (3) 保証協会の保証対象に該当する者 (4) 許認可必要業種の場合、それらを受けている者 (5) 資金調達を必要とする計画が妥当であり、融資を受けた額の返済について十分な能力を有する者	
実績 (H30 年度)	中小企業振興事業資金	融資実行額
	A社	15,000,000 円
	合計	15,000,000 円
	小規模事業資金	融資実行額
	個人A	2,000,000 円
	B社	1,500,000 円
	個人C	10,000,000 円
	D社	3,000,000 円
	個人E	2,000,000 円
	個人F	8,000,000 円
	個人G	3,000,000 円
	H社	5,000,000 円
	I社	3,000,000 円
	J社	5,000,000 円
	個人K	5,000,000 円
	L社	3,000,000 円
	M社	2,000,000 円
	N社	16,000,000 円
	個人O	2,000,000 円
	個人P	2,000,000 円
個人Q	2,000,000 円	
合計	74,500,000 円	

